

令和8年
広島県水道広域連合企業団議会 1月定例会
議案

令和8年1月29日

広島県水道広域連合企業団

令和8年広島県水道広域連合企業団議会 1月定例会議案目録

議案番号	件名	頁
第1号議案	令和8年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算	1
第2号議案	令和8年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算	22
第3号議案	令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第2号）	25
第4号議案	令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第2号）	48
第5号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	51
第6号議案	広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例	53
第7号議案	広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	55
第8号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	58
第9号議案	広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例	61
第10号議案	広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例	63

第1号議案

令和8年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算

第1章 市町水道事業

(総則)

第1条 令和8年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(市町水道事業)の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[市町水道事業計]

(1) 給水戸数	278,449戸
(2) 年間総給水量	63,094,843 m ³
(3) 一日平均給水量	172,856 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	6,565,142千円

[竹原市水道事業]

(1) 給水戸数	11,467戸
(2) 年間総給水量	4,625,766 m ³
(3) 一日平均給水量	12,673 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	595,447千円

[三原市水道事業]

(1) 給水戸数	39,500戸
(2) 年間総給水量	9,164,000 m ³
(3) 一日平均給水量	25,106 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	705,037千円

[府中市水道事業]

(1) 給水戸数	12,572戸
(2) 年間総給水量	2,383,935 m ³
(3) 一日平均給水量	6,531 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	303,860千円

[三次市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	20,005 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,361,874 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	11,950 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	923,481 千円

[庄原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,894 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,527,731 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,925 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	215,411 千円

[東広島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	84,337 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	18,037,957 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	49,419 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	2,107,764 千円

[廿日市市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	51,672 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,060,105 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	33,041 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	691,955 千円

[安芸高田市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,875 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,048,739 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5,612 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	236,451 千円

[江田島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,016 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,274,126 m ³

(3) 一日平均給水量	6,230 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	50,547 千円

[熊野町水道事業]

(1) 給水戸数	10,055 戸
(2) 年間総給水量	1,809,963 m ³
(3) 一日平均給水量	4,958 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	94,616 千円

[北広島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,668 戸
(2) 年間総給水量	1,256,444 m ³
(3) 一日平均給水量	3,442 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	206,236 千円

[大崎上島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,163 戸
(2) 年間総給水量	1,197,372 m ³
(3) 一日平均給水量	3,280 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	79,296 千円

[世羅町水道事業]

(1) 給水戸数	4,141 戸
(2) 年間総給水量	933,103 m ³
(3) 一日平均給水量	2,556 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	173,896 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(1) 給水戸数	2,084 戸
(2) 年間総給水量	413,728 m ³
(3) 一日平均給水量	1,133 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	181,145 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[市町水道事業計]

	収	入	
第1款 水道事業収益及び簡易水道事業収益			20,715,168千円
第1項 営業収益			16,085,712千円
第2項 営業外収益			4,629,456千円
	支	出	
第1款 水道事業費用及び簡易水道事業費用			19,968,238千円
第1項 営業費用			19,351,878千円
第2項 営業外費用			602,360千円
第3項 予備費			14,000千円

[竹原市水道事業]

	収	入	
第1款 水道事業収益			878,848千円
第1項 営業収益			823,133千円
第2項 営業外収益			55,715千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			832,832千円
第1項 営業費用			810,291千円
第2項 営業外費用			21,541千円
第3項 予備費			1,000千円

[三原市水道事業]

	収	入	
第1款 水道事業収益			3,232,799千円
第1項 営業収益			2,695,387千円
第2項 営業外収益			537,412千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			3,089,799千円
第1項 営業費用			2,957,382千円
第2項 営業外費用			131,417千円
第3項 予備費			1,000千円

[府中市水道事業]

	収	入	
第1款 水道事業収益			726,094千円

第 1 項	營 業 收 益	617,157 千円
第 2 項	營 業 外 收 益	108,937 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	714,015 千円
第 1 項	營 業 費 用	675,667 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	37,348 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円
[三次市水道事業]		
	收 入	
第 1 款	水 道 事 業 收 益	1,901,236 千円
第 1 項	營 業 收 益	1,287,245 千円
第 2 項	營 業 外 收 益	613,991 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,890,055 千円
第 1 項	營 業 費 用	1,818,850 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	70,205 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円
[庄原市水道事業]		
	收 入	
第 1 款	水 道 事 業 收 益	1,150,826 千円
第 1 項	營 業 收 益	684,163 千円
第 2 項	營 業 外 收 益	466,663 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,122,395 千円
第 1 項	營 業 費 用	1,079,323 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	42,072 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円
[東広島市水道事業]		
	收 入	
第 1 款	水 道 事 業 收 益	5,469,657 千円
第 1 項	營 業 收 益	4,763,098 千円
第 2 項	營 業 外 收 益	706,559 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	5,245,988 千円
第 1 項	營 業 費 用	5,164,858 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	80,130 千円

第 3 項 予 備 費 1,000 千円

[廿日市市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			3,001,864 千円
第 1 項 営業収益			2,451,201 千円
第 2 項 営業外収益			550,663 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			2,961,152 千円
第 1 項 営業費用			2,887,513 千円
第 2 項 営業外費用			72,639 千円
第 3 項 予 備 費			1,000 千円

[安芸高田市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,091,376 千円
第 1 項 営業収益			514,669 千円
第 2 項 営業外収益			576,707 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,064,680 千円
第 1 項 営業費用			1,017,235 千円
第 2 項 営業外費用			46,445 千円
第 3 項 予 備 費			1,000 千円

[江田島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			830,790 千円
第 1 項 営業収益			735,035 千円
第 2 項 営業外収益			95,755 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			806,831 千円
第 1 項 営業費用			775,785 千円
第 2 項 営業外費用			30,046 千円
第 3 項 予 備 費			1,000 千円

[熊野町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			550,575 千円
第 1 項 営業収益			502,167 千円

第 2 項 營業外收益		48,408 千円
	支 出	
第 1 款 水道事業費用		484,971 千円
第 1 項 營業費用		479,094 千円
第 2 項 營業外費用		4,877 千円
第 3 項 予備費		1,000 千円
[北広島町水道事業]		
	収 入	
第 1 款 水道事業収益		557,865 千円
第 1 項 營業収益		272,187 千円
第 2 項 營業外収益		285,678 千円
	支 出	
第 1 款 水道事業費用		498,317 千円
第 1 項 營業費用		465,113 千円
第 2 項 營業外費用		32,204 千円
第 3 項 予備費		1,000 千円
[大崎上島町水道事業]		
	収 入	
第 1 款 水道事業収益		573,393 千円
第 1 項 營業収益		395,130 千円
第 2 項 營業外収益		178,263 千円
	支 出	
第 1 款 水道事業費用		534,334 千円
第 1 項 營業費用		523,013 千円
第 2 項 營業外費用		10,321 千円
第 3 項 予備費		1,000 千円
[世羅町水道事業]		
	収 入	
第 1 款 水道事業収益		434,514 千円
第 1 項 營業収益		213,919 千円
第 2 項 營業外収益		220,595 千円
	支 出	
第 1 款 水道事業費用		416,161 千円
第 1 項 營業費用		407,118 千円
第 2 項 營業外費用		8,043 千円
第 3 項 予備費		1,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

	収	入
第 1 款 簡易水道事業収益		315,331 千円
第 1 項 営業収益		131,221 千円
第 2 項 営業外収益		184,110 千円
	支	出
第 1 款 簡易水道事業費用		306,708 千円
第 1 項 営業費用		290,636 千円
第 2 項 営業外費用		15,072 千円
第 3 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,072,673 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 879,160 千円、減債積立金 275,142 千円、建設改良積立金 290,527 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,134,717 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,448,197 千円、繰越利益剰余金処分額 36,931 千円及び引継金 7,999 千円で補てんするものとする。）。

[市町水道事業計]

	収	入
第 1 款 資本的収入		5,066,929 千円
第 1 項 企業債		1,496,400 千円
第 2 項 出資金		1,144,755 千円
第 3 項 他会計補助金		313,974 千円
第 4 項 補助金		699,635 千円
第 5 項 負担金		1,412,165 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		10,139,602 千円
第 1 項 建設改良費		6,767,809 千円
第 2 項 企業債償還金		3,359,348 千円
第 3 項 投資		12,445 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 61,367 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,922 千円及び建設改良積立金 15,445 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 收 入	553,778 千円
第 1 項	企 業 債	298,900 千円
第 2 項	補 助 金	69,000 千円
第 3 項	負 担 金	185,878 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	615,145 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	596,584 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	18,561 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,372,255千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額141,944千円、過年度分損益勘定留保資金328,585千円、当年度分損益勘定留保資金886,865千円及び繰越利益剰余金処分額14,861千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 收 入	463,246 千円
第 1 項	企 業 債	79,500 千円
第 2 項	出 資 金	175,594 千円
第 3 項	補 助 金	320 千円
第 4 項	負 担 金	207,832 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	1,835,501 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	726,708 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,108,793 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,321千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,617千円、建設改良積立金99,607千円及び過年度分損益勘定留保資金94,097千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 收 入	213,959 千円
第 1 項	企 業 債	99,900 千円
第 2 項	出 資 金	61,727 千円
第 3 項	補 助 金	43,332 千円
第 4 項	負 担 金	9,000 千円
	支 出	

第 1 款	資 本 的 支 出	462,280 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	320,998 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	141,282 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 651,148 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 91,121 千円及び過年度分損益勘定留保資金 560,027 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入			764,600 千円
第 1 項	企 業 債			250,600 千円
第 2 項	出 資 金			257,000 千円
第 3 項	補 助 金			257,000 千円
		支	出	
第 1 款	資 本 的 支 出			1,415,748 千円
第 1 項	建 設 改 良 費			926,073 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金			489,675 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 303,453 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,604 千円及び当年度分損益勘定留保資金 258,849 千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第 1 款	資 本 的 収 入			186,647 千円
第 1 項	企 業 債			4,400 千円
第 2 項	出 資 金			17,000 千円
第 3 項	補 助 金			17,000 千円
第 4 項	負 担 金			148,247 千円
		支	出	
第 1 款	資 本 的 支 出			490,100 千円
第 1 項	建 設 改 良 費			215,712 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金			274,388 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 912,590 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 216,386 千円及び過年度分損益勘定留保資金 696,204 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		1,562,008 千円
第 1 項	企 業 債	455,300 千円	
第 2 項	出 資 金	528,056 千円	
第 3 項	他 会 計 補 助 金	25,067 千円	
第 4 項	補 助 金	149,019 千円	
第 5 項	負 担 金	404,566 千円	
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		2,474,598 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	2,144,892 千円	
第 2 項	企 業 債 償 還 金	317,261 千円	
第 3 項	投 資	12,445 千円	

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 618,166 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,401 千円、減債積立金 257,051 千円及び過年度分損益勘定留保資金 286,714 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		334,400 千円
第 1 項	企 業 債	8,000 千円	
第 2 項	補 助 金	8,000 千円	
第 3 項	負 担 金	318,400 千円	
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		952,566 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	695,515 千円	
第 2 項	企 業 債 償 還 金	257,051 千円	

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 319,024 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,203 千円、建設改良積立金 4,957 千円、過年度分損益勘定留保資金 32,051 千円及び当年度分損益勘定留保資金 243,813 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		303,732 千円
第 1 項	企 業 債	159,400 千円	
第 2 項	出 資 金	60,666 千円	

第 3 項	補 助 金	60,666 千円
第 4 項	負 担 金	23,000 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	622,756 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	344,944 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	277,812 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 115,582 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,610 千円、建設改良積立金 34,385 千円及び当年度分損益勘定留保資金 57,587 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	24,437 千円
第 1 項	負 担 金	24,437 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	140,019 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	54,385 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	85,634 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 64,381 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,254 千円及び建設改良積立金 56,127 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	31,152 千円
第 1 項	負 担 金	31,152 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	95,533 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	95,533 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 238,224 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,942 千円、減債積立金 18,091 千円及び過年度分損益勘定留保資金 111,191 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 收 入	117,800 千円
第 1 項	企 業 債	72,000 千円
第 2 項	出 資 金	22,900 千円
第 3 項	補 助 金	22,900 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	356,024 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	206,487 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	149,537 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 37,472 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,319 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,083 千円及び繰越利益剰余金処分額 22,070 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 收 入	102,927 千円
第 1 項	企 業 債	25,400 千円
第 2 項	出 資 金	9,366 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金	58,795 千円
第 4 項	補 助 金	9,366 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	140,399 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	81,603 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	58,796 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,947 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,837 千円、建設改良積立金 80,006 千円及び過年度分損益勘定留保資金 10,104 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 收 入	177,071 千円
第 1 項	出 資 金	12,446 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	92,526 千円
第 3 項	補 助 金	12,446 千円
第 4 項	負 担 金	59,653 千円
	支 出	

第 1 款 資 本 的 支 出	284,018 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	176,403 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	107,615 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,743 千円は、過年度分損益勘定留保資金 15,744 千円及び引継金 7,999 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入		231,172 千円
第 1 項 企 業 債		43,000 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金		137,586 千円
第 3 項 補 助 金		50,586 千円
	支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出		254,915 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		181,972 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		72,943 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
竹原市水道事業		
竹原市水道施設建設工事	令和 9 年度から令和 13 年度まで	7,047,000 千円
府中市水道事業		
府中市水道施設建設工事	令和 9 年度	1,970,000 千円
三次市水道事業		
三次市水道維持管理委託事業	令和 9 年度	299,340 千円
三次市水道施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	992,000 千円
庄原市水道事業		
庄原市水道施設建設工事	令和 9 年度	60,000 千円
東広島市水道事業		
東広島市水道維持管理委託事業	令和 9 年度から令和 15 年度まで	2,035,053 千円
東広島市水道施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	2,394,979 千円
廿日市市水道事業		
廿日市市水道維持管理委託事業	令和 9 年度から令和 13 年度まで	717,728 千円

	廿日市市水道施設建設工事	令和9年度	50,000千円
安芸高田市水道事業			
	安芸高田市水道維持管理委託事業	令和9年度から令和10年度まで	63,200千円
	安芸高田市水道施設建設工事	令和9年度から令和14年度まで	6,963,000千円
北広島町水道事業			
	北広島町水道維持管理委託事業	令和9年度から令和12年度まで	62,049千円
	北広島町水道施設建設工事	令和9年度から令和14年度まで	5,774,000千円
大崎上島町水道事業			
	大崎上島町水道施設建設工事	令和9年度	791,000千円
世羅町水道事業			
	世羅町水道施設建設工事	令和9年度	814,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	市町水道事業計 1,496,400千円	証書借入又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融資条 件の定めるところ による。ただし、 財政上の都合に より、据置期間 及び償還期限を 短縮し、繰上償 還し、又は低利 に借換えするこ とができる。
	竹原市水道事業 298,900千円			
	三原市水道事業 79,500千円			
	府中市水道事業 99,900千円			
	三次市水道事業 250,600千円			
	庄原市水道事業 4,400千円			
	東広島市水道事業 455,300千円			
	廿日市市水道事業 8,000千円			
	安芸高田市水道事業 159,400千円			
	北広島町水道事業 72,000千円			

	大崎上島町水道事業 25,400 千円			
	神石高原町簡易水道事業 43,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	4,200,000 千円
竹 原 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 原 市 水 道 事 業	700,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	300,000 千円
三 次 市 水 道 事 業	300,000 千円
庄 原 市 水 道 事 業	200,000 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	400,000 千円
廿 日 市 水 道 事 業	200,000 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	300,000 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	100,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	100,000 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	1,200,000 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	100,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	100,000 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道事業費用及び簡易水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	
市 町 水 道 事 業 計	2,251,877 千円
竹 原 市 水 道 事 業	109,069 千円
三 原 市 水 道 事 業	394,488 千円
府 中 市 水 道 事 業	141,280 千円
三 次 市 水 道 事 業	118,340 千円

庄原市水道事業	134,330千円
東広島市水道事業	520,654千円
廿日市市水道事業	229,097千円
安芸高田市水道事業	81,324千円
江田島市水道事業	151,957千円
熊野町水道事業	73,995千円
北広島町水道事業	107,167千円
大崎上島町水道事業	47,575千円
世羅町水道事業	89,383千円
神石高原町簡易水道事業	53,218千円

交 際 費

市町水道事業計	323千円
竹原市水道事業	31千円
三原市水道事業	43千円
府中市水道事業	10千円
三次市水道事業	27千円
庄原市水道事業	16千円
東広島市水道事業	90千円
廿日市市水道事業	52千円
安芸高田市水道事業	13千円
江田島市水道事業	10千円
熊野町水道事業	6千円
北広島町水道事業	7千円
大崎上島町水道事業	7千円
世羅町水道事業	6千円
神石高原町簡易水道事業	5千円

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計(市町水道事業)の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、次のとおりである。

市町水道事業計	1,833,096千円
竹原市水道事業	11,378千円
三原市水道事業	238,495千円
府中市水道事業	10,814千円
三次市水道事業	207,090千円
庄原市水道事業	254,751千円
東広島市水道事業	93,838千円

廿日市市水道事業	133,231千円
安芸高田市水道事業	341,527千円
江田島市水道事業	9,710千円
熊野町水道事業	2,200千円
北広島町水道事業	116,606千円
大崎上島町水道事業	92,609千円
世羅町水道事業	125,290千円
神石高原町簡易水道事業	195,557千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	36,931千円
三原市水道事業	14,861千円
大崎上島町水道事業	22,070千円

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	183,748千円
竹原市水道事業	1,815千円
三原市水道事業	29,029千円
府中市水道事業	15,169千円
三次市水道事業	9,739千円
庄原市水道事業	6,603千円
東広島市水道事業	57,315千円
廿日市市水道事業	26,028千円
安芸高田市水道事業	6,267千円
江田島市水道事業	15,376千円
熊野町水道事業	5,129千円
北広島町水道事業	1,800千円
大崎上島町水道事業	5,000千円
世羅町水道事業	3,308千円
神石高原町簡易水道事業	1,170千円

第2章 水道用水供給事業

(総則)

第1条 令和8年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	74,861,500 m ³
(2) 一日平均給水量	205,100 m ³
(3) 給水対象市町数	15市町
(4) 主要な建設改良事業	
広島水道用水供給施設建設事業	2,613,460千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,623,069千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,299,729千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		11,049,041千円
第1項 営業収益		9,571,428千円
第2項 営業外収益		1,416,990千円
第3項 特別利益		60,623千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		10,214,947千円
第1項 営業費用		10,019,609千円
第2項 営業外費用		192,338千円
第3項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,840,524千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額736,185千円、建設改良積立金1,596,268千円、過年度分損益勘定留保資金2,997,870千円及び当年度分損益勘定留保資金510,201千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,432,868千円
第1項 企業債		332,200千円

第 2 項	出 資 金	448,700 千円
第 3 項	固定資産売却代金	8,987 千円
第 4 項	補 助 金	516,380 千円
第 5 項	負 担 金	105,594 千円
第 6 項	受 託 金	21,007 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	7,273,392 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	5,596,864 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,674,119 千円
第 3 項	補 助 金 返 還 金	2,409 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設建設工事	令和 9 年度	621,000 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	1,452,500 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	2,216,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等資金に充てるため	332,200 千円	証書借入又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件の定めるところによる。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、950,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道用水供給事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	899,727 千円
交 際 費	138 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和8年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

第2号議案

令和8年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	84,544,950 m ³
(2) 一日平均給水量	231,630 m ³
工業用水道	159,630 m ³
上水道	72,000 m ³
(3) 給水対象事業所数	37件
工業用水道	34件
上水道	3件
(4) 主要な建設改良事業	
太田川東部工業用水道施設建設事業	465,682千円
沼田川工業用水道施設建設事業	431,984千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	37,464千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	3,134,982千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益		3,443,153千円	
第1項 営業収益		2,861,117千円	
第2項 営業外収益		544,736千円	
第3項 特別利益		37,300千円	
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用		3,362,580千円	
第1項 営業費用		3,231,822千円	
第2項 営業外費用		126,758千円	
第3項 予備費		4,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 908,778 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 285,183 千円、過年度分損益勘定留保資金 289,738 千円及び当年度分損益勘定留保資金 333,857 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		3,885,400 千円
第 1 項	企 業 債		2,987,500 千円
第 2 項	補 助 金		858,744 千円
第 3 項	受 託 金		39,156 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		4,794,178 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		4,120,741 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		639,637 千円
第 3 項	他会計長期借入金償還金		33,800 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和9年度	25,300 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和9年度から令和10年度まで	806,000 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設工事	令和9年度	50,000 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	2,987,500 千円	証書借入又は証券 発行	年 5.0%以内 （ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率）	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、工業用水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	231,092 千円
交 際 費	39 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和8年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

第3号議案

令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第2号）

第1章 市町水道事業

（総則）

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第1章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1) 給 水 戸 数	277,547 戸	39 戸	277,586 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	62,562,116 m ³	△ 144,065 m ³	62,418,051 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	171,385 m ³	△ 395 m ³	170,990 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	7,661,918 千円	7,927,933 千円	15,589,851 千円

[竹原市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	929,924 千円	242,307 千円	1,172,231 千円

[三原市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	641,106 千円	1,610,431 千円	2,251,537 千円

[府中市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	428,820 千円	492,114 千円	920,934 千円

[三次市水道事業]

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	471,309 千円	561,457 千円	1,032,766 千円

[庄原市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	543,928 千円	597,555 千円	1,141,483 千円

[東広島市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	2,418,224 千円	913,556 千円	3,331,780 千円

[廿日市市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(2) 年間総給水量	12,189,342 m ³	△ 122,919 m ³	12,066,423 m ³
(3) 一日平均給水量	33,395 m ³	△ 337 m ³	33,058 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,169,726 千円	571,866 千円	1,741,592 千円

[安芸高田市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	331,640 千円	356,045 千円	687,685 千円

[江田島市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	200,727 千円	363,263 千円	563,990 千円

[熊野町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(1) 給水戸数	9,914 戸	39 戸	9,953 戸
(2) 年間総給水量	1,824,976 m ³	△ 21,146 m ³	1,803,830 m ³
(3) 一日平均給水量	5,000 m ³	△ 58 m ³	4,942 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	118,611 千円	73,563 千円	192,174 千円

[北広島町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			

水道施設建設事業	81,143 千円	1,613,982 千円	1,695,125 千円
----------	-----------	--------------	--------------

[大崎上島町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	55,800 千円	235,047 千円	290,847 千円

[世羅町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	176,501 千円	298,900 千円	475,401 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	94,459 千円	△ 2,153 千円	92,306 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第1章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益及び			
簡易水道事業収益	20,475,487 千円	64,704 千円	20,540,191 千円
第 1 項 営 業 収 益	15,900,540 千円	2,394 千円	15,902,934 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,574,894 千円	△ 4,878 千円	4,570,016 千円
第 3 項 特 別 利 益	53 千円	67,188 千円	67,241 千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用及び			
簡易水道事業費用	19,522,838 千円	299,599 千円	19,822,437 千円
第 1 項 営 業 費 用	18,825,017 千円	146,684 千円	18,971,701 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	635,676 千円	153,726 千円	789,402 千円
第 3 項 特 別 損 失	15,145 千円	△ 811 千円	14,334 千円

[竹原市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)

第 1 款 水道事業収益	885,150 千円	△ 28,895 千円	856,255 千円
第 2 項 営業外収益	68,933 千円	△ 28,895 千円	40,038 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	796,947 千円	43,512 千円	840,459 千円
第 1 項 営業費用	789,349 千円	31,391 千円	820,740 千円
第 2 項 営業外費用	4,487 千円	12,121 千円	16,608 千円

[三原市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	3,236,506 千円	2,498 千円	3,239,004 千円
第 2 項 営業外収益	547,618 千円	2,498 千円	550,116 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	3,030,926 千円	73,814 千円	3,104,740 千円
第 1 項 営業費用	2,821,046 千円	23,090 千円	2,844,136 千円
第 2 項 営業外費用	186,948 千円	54,852 千円	241,800 千円
第 4 項 特別損失	13,932 千円	△ 4,128 千円	9,804 千円

[府中市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	713,835 千円	7,827 千円	721,662 千円
第 2 項 営業外収益	91,909 千円	△ 2,041 千円	89,868 千円
第 3 項 特別利益	0 千円	9,868 千円	9,868 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	672,946 千円	△ 942 千円	672,004 千円
第 1 項 営業費用	634,483 千円	5,111 千円	639,594 千円
第 2 項 営業外費用	37,463 千円	△ 9,370 千円	28,093 千円
第 4 項 特別損失	0 千円	3,317 千円	3,317 千円

[三次市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	1,929,472 千円	81,453 千円	2,010,925 千円
第 1 項 営業収益	1,304,801 千円	9,324 千円	1,314,125 千円
第 2 項 営業外収益	624,621 千円	14,809 千円	639,430 千円

第 3 項 特別利益	50 千円	57,320 千円	57,370 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	1,879,267 千円	64,978 千円	1,944,245 千円
第 1 項 営業費用	1,801,120 千円	42,922 千円	1,844,042 千円
第 2 項 営業外費用	72,145 千円	22,056 千円	94,201 千円

[庄原市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	1,113,472 千円	5,832 千円	1,119,304 千円
第 1 項 営業収益	682,107 千円	4,776 千円	686,883 千円
第 2 項 営業外収益	431,365 千円	1,056 千円	432,421 千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	1,068,529 千円	22,092 千円	1,090,621 千円
第 1 項 営業費用	1,024,121 千円	13,092 千円	1,037,213 千円
第 2 項 営業外費用	41,408 千円	9,000 千円	50,408 千円

[東広島市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	5,311,117 千円	△ 36,970 千円	5,274,147 千円
第 1 項 営業収益	4,662,170 千円	△ 1,777 千円	4,660,393 千円
第 2 項 営業外収益	648,947 千円	△ 35,193 千円	613,754 千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	5,160,972 千円	29,236 千円	5,190,208 千円
第 1 項 営業費用	5,066,787 千円	16,147 千円	5,082,934 千円
第 2 項 営業外費用	84,185 千円	13,089 千円	97,274 千円

[廿日市市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	3,044,521 千円	△ 16,755 千円	3,027,766 千円
第 1 項 営業収益	2,464,586 千円	△ 24,000 千円	2,440,586 千円
第 2 項 営業外収益	579,935 千円	7,245 千円	587,180 千円

	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)

第 1 款 水道事業費用	2,942,360 千円	△ 11,970 千円	2,930,390 千円
第 1 項 営業費用	2,880,050 千円	△ 18,680 千円	2,861,370 千円
第 2 項 営業外費用	57,210 千円	6,710 千円	63,920 千円

[安芸高田市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	1,064,576 千円	△ 19,743 千円	1,044,833 千円
第 2 項 営業外収益	563,628 千円	△ 19,743 千円	543,885 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	957,892 千円	16,341 千円	974,233 千円
第 1 項 営業費用	906,633 千円	4,616 千円	911,249 千円
第 2 項 営業外費用	48,259 千円	11,725 千円	59,984 千円

[江田島市水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	839,493 千円	6,652 千円	846,145 千円
第 2 項 営業外収益	92,214 千円	6,652 千円	98,866 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	821,662 千円	2,728 千円	824,390 千円
第 1 項 営業費用	786,329 千円	△ 5,388 千円	780,941 千円
第 2 項 営業外費用	32,333 千円	8,116 千円	40,449 千円

[熊野町水道事業]

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	541,597 千円	23,442 千円	565,039 千円
第 1 項 営業収益	476,462 千円	2,368 千円	478,830 千円
第 2 項 営業外収益	65,135 千円	21,074 千円	86,209 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	482,641 千円	7,028 千円	489,669 千円
第 1 項 営業費用	476,790 千円	△ 3,893 千円	472,897 千円
第 2 項 営業外費用	4,851 千円	10,921 千円	15,772 千円

[北広島町水道事業]

(科目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	520,055 千円	26,281 千円	546,336 千円
第 2 項 営業外収益	248,084 千円	26,281 千円	274,365 千円

(科目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	481,911 千円	13,877 千円	495,788 千円
第 1 項 営業費用	460,314 千円	11,390 千円	471,704 千円
第 2 項 営業外費用	20,597 千円	2,487 千円	23,084 千円

[大崎上島町水道事業]

(科目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	513,908 千円	12,601 千円	526,509 千円
第 1 項 営業収益	319,733 千円	12,148 千円	331,881 千円
第 2 項 営業外収益	194,175 千円	453 千円	194,628 千円

(科目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	486,268 千円	24,750 千円	511,018 千円
第 1 項 営業費用	468,834 千円	17,940 千円	486,774 千円
第 2 項 営業外費用	16,434 千円	6,810 千円	23,244 千円

[世羅町水道事業]

(科目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	444,199 千円	3,338 千円	447,537 千円
第 2 項 営業外収益	231,089 千円	3,338 千円	234,427 千円

(科目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	431,240 千円	16,217 千円	447,457 千円
第 1 項 営業費用	418,420 千円	14,730 千円	433,150 千円
第 2 項 営業外費用	11,820 千円	1,487 千円	13,307 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(科目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 簡易水道事業収益	317,586 千円	△ 2,857 千円	314,729 千円
第 1 項 営業収益	130,345 千円	△ 445 千円	129,900 千円
第 2 項 営業外収益	187,241 千円	△ 2,412 千円	184,829 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 簡易水道事業費用	309,277 千円	△ 2,062 千円	307,215 千円
第 1 項 営 業 費 用	290,741 千円	△ 5,784 千円	284,957 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	17,536 千円	3,722 千円	21,258 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 4 条 予算第 1 章第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,318,687 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 629,949 千円、繰越工事資金 43,667 千円、建設改良積立金 577,932 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,991,148 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,658,787 千円、繰越利益剰余金処分量 286,366 千円、当年度利益剰余金処分量 109,696 千円及び引継金 21,142 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,241,965 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 437,527 千円、繰越工事資金 43,667 千円、減債積立金 724,499 千円、建設改良積立金 1,934,551 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,864,482 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,058,683 千円、繰越利益剰余金処分量 96,698 千円、当年度利益剰余金処分量 55,691 千円及び引継金 26,167 千円で補てんするものとする。)」に改める。

[市町水道事業計]

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	5,112,711 千円	6,981,391 千円	12,094,102 千円
第 1 項 企 業 債	2,180,400 千円	2,492,900 千円	4,673,300 千円
第 2 項 出 資 金	1,083,909 千円	1,961,800 千円	3,045,709 千円
第 3 項 他 会 計 補 助 金	299,200 千円	8,115 千円	307,315 千円
第 4 項 補 助 金	569,270 千円	2,617,854 千円	3,187,124 千円
第 5 項 負 担 金	975,232 千円	△ 99,278 千円	875,954 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	11,431,398 千円	7,904,669 千円	19,336,067 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	7,814,222 千円	7,907,149 千円	15,721,371 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	3,617,176 千円	△ 2,480 千円	3,614,696 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 347,763 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,588 千円、繰越工事資金 1,378 千円、建設改良積立金 54,869 千円、過年度分損益勘定留保資金 206,840 千円及び当年度分損益勘定留保資金 16,088 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が

資本的支出額に対し不足する額 351,238 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,629 千円、繰越工事資金 1,378 千円、建設改良積立金 255,395 千円及び過年度分損益勘定留保資金 78,836 千円で補てんするものとする。)に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的収入	632,822 千円	220,686 千円	853,508 千円	
第 1 項 企業債	580,100 千円	121,400 千円	701,500 千円	
第 2 項 補助金	33,873 千円	81,708 千円	115,581 千円	
第 3 項 負担金	18,849 千円	17,578 千円	36,427 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的支出	980,585 千円	224,161 千円	1,204,746 千円	
第 1 項 建設改良費	953,855 千円	224,161 千円	1,178,016 千円	

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,212,558 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 94,760 千円、過年度分損益勘定留保資金 234,795 千円、当年度分損益勘定留保資金 773,307 千円及び当年度利益剰余金処分額 109,696 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,341,966 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,882 千円、過年度分損益勘定留保資金 685,252 千円、当年度分損益勘定留保資金 561,003 千円、繰越利益剰余金処分額 2,138 千円及び当年度利益剰余金処分額 55,691 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的収入	615,674 千円	1,483,550 千円	2,099,224 千円	
第 1 項 企業債	182,000 千円	672,200 千円	854,200 千円	
第 2 項 出資金	205,278 千円	364,258 千円	569,536 千円	
第 3 項 補助金	75,361 千円	459,092 千円	534,453 千円	
第 4 項 負担金	153,035 千円	△ 12,000 千円	141,035 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的支出	1,828,232 千円	1,612,958 千円	3,441,190 千円	
第 1 項 建設改良費	670,291 千円	1,612,958 千円	2,283,249 千円	

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 320,505 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,629 千円、過年度分損益勘定留保資金 166,613 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,263 千円で補てんするものとする。)を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 305,117 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,284 千円、減債積立金 126,983 千円、建設改良積立金 48,575 千円及び過年度分損益勘定留保資金 89,275 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 収 入	256,614 千円	508,394 千円	765,008 千円	
第 1 項 企 業 債	218,200 千円	121,600 千円	339,800 千円	
第 2 項 出 資 金	23,914 千円	191,397 千円	215,311 千円	
第 3 項 補 助 金	4,500 千円	191,397 千円	195,897 千円	
第 4 項 負 担 金	10,000 千円	4,000 千円	14,000 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 支 出	577,119 千円	493,006 千円	1,070,125 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	430,722 千円	493,006 千円	923,728 千円	

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 692,396 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,326 千円及び過年度分損益勘定留保資金 643,070 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 761,738 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,423 千円、建設改良積立金 206,123 千円及び過年度分損益勘定留保資金 518,192 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 収 入	286,878 千円	491,851 千円	778,729 千円	
第 1 項 企 業 債	147,500 千円	246,900 千円	394,400 千円	
第 2 項 出 資 金	77,755 千円	106,929 千円	184,684 千円	
第 3 項 補 助 金	46,523 千円	153,122 千円	199,645 千円	
第 4 項 負 担 金	15,100 千円	△ 15,100 千円	0 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 支 出	979,274 千円	561,193 千円	1,540,467 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	476,247 千円	562,479 千円	1,038,726 千円	
第 2 項 企 業 債 償 還 金	503,027 千円	△ 1,286 千円	501,741 千円	

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 609,342 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,272 千円、当年度分損益勘定留保資金 306,767 千円及び繰越利益剰余金処分量 266,303 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 750,861 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,873 千円、減債積立金 161,643 千円、建設改良積立金 393,935 千円、当年度分損益勘定留保資金 121,816 千円及び繰越利益剰余金処分量 34,594 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的収入	223,540 千円	456,989 千円	680,529 千円	
第 1 項 企業債	77,300 千円	37,000 千円	114,300 千円	
第 2 項 出資金	5,438 千円	202,780 千円	208,218 千円	
第 3 項 補助金	4,789 千円	202,495 千円	207,284 千円	
第 4 項 負担金	136,013 千円	14,714 千円	150,727 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的支出	832,882 千円	598,508 千円	1,431,390 千円	
第 1 項 建設改良費	546,356 千円	598,508 千円	1,144,864 千円	

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 969,878 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 149,066 千円、建設改良積立金 231,952 千円及び過年度分損益勘定留保資金 588,860 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 962,523 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 86,790 千円、建設改良積立金 231,952 千円、過年度分損益勘定留保資金 584,054 千円及び当年度分損益勘定留保資金 59,727 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資本的収入	1,861,884 千円	900,963 千円	2,762,847 千円	
第 1 項 企業債	505,500 千円	292,200 千円	797,700 千円	
第 2 項 出資金	636,295 千円	299,015 千円	935,310 千円	
第 3 項 他会計補助金	26,385 千円	1,000 千円	27,385 千円	
第 4 項 補助金	213,702 千円	376,910 千円	590,612 千円	
第 5 項 負担金	480,002 千円	△ 68,162 千円	411,840 千円	

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	2,831,762 千円	893,608 千円	3,725,370 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,483,064 千円	893,608 千円	3,376,672 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 965,573 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,521 千円、繰越工事資金 29,029 千円及び過年度分損益勘定留保資金 853,023 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,080,630 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60,773 千円、繰越工事資金 29,029 千円、減債積立金 303,397 千円及び過年度分損益勘定留保資金 687,431 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	511,064 千円	458,148 千円	969,212 千円
第 1 項 企 業 債	183,200 千円	218,700 千円	401,900 千円
第 2 項 出 資 金	100,755 千円	30,655 千円	131,410 千円
第 3 項 補 助 金	105,709 千円	277,093 千円	382,802 千円
第 4 項 負 担 金	116,700 千円	△ 68,300 千円	48,400 千円
(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,476,637 千円	573,205 千円	2,049,842 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,172,416 千円	574,029 千円	1,746,445 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	304,221 千円	△ 824 千円	303,397 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 418,624 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,091 千円、建設改良積立金 93,100 千円、過年度分損益勘定留保資金 12,075 千円、当年度分損益勘定留保資金 264,295 千円及び繰越利益剰余金処分数額 20,063 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 387,052 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,824 千円、減債積立金 4,639 千円、建設改良積立金 86,472 千円、過年度分損益勘定留保資金 12,075 千円、当年度分損益勘定留保資金 230,776 千円及び繰越利益剰余金処分数額 26,266 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	216,526 千円	390,812 千円	607,338 千円

第 1 項 企 業 債	177,700 千円	209,300 千円	387,000 千円
第 2 項 出 資 金	19,701 千円	60,300 千円	80,001 千円
第 3 項 補 助 金	19,125 千円	121,212 千円	140,337 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	635,150 千円	359,240 千円	994,390 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	334,570 千円	359,240 千円	693,810 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 229,563 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,228 千円、建設改良積立金 99,828 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,507 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 484,944 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,367 千円、建設改良積立金 365,441 千円、過年度分損益勘定留保資金 27,833 千円及び当年度分損益勘定留保資金 79,303 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	74,425 千円	108,978 千円	183,403 千円
第 1 項 企 業 債	33,500 千円	△ 1,200 千円	32,300 千円
第 2 項 補 助 金	36,488 千円	110,178 千円	146,666 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	303,988 千円	364,359 千円	668,347 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	213,427 千円	364,359 千円	577,786 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 89,727 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,222 千円及び過年度分損益勘定留保資金 81,505 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 113,917 千円は、建設改良積立金 113,917 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	31,415 千円	49,700 千円	81,115 千円
第 1 項 補 助 金	5,839 千円	22,141 千円	27,980 千円
第 2 項 負 担 金	25,576 千円	27,559 千円	53,135 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	121,142 千円	73,890 千円	195,032 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	121,142 千円	73,890 千円	195,032 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 241,788 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,528 千円、建設改良積立金 98,183 千円、過年度分損益勘定留保資金 42,820 千円及び当年度分損益勘定留保資金 63,257 千円で補てんするものとする。)」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 316,062 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,828 千円、減債積立金 127,837 千円、建設改良積立金 98,183 千円及び過年度分損益勘定留保資金 15,214 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	17,505 千円	1,540,146 千円	1,557,651 千円
第 1 項 企 業 債	12,200 千円	544,300 千円	556,500 千円
第 2 項 出 資 金	2,985 千円	544,195 千円	547,180 千円
第 3 項 補 助 金	2,320 千円	451,651 千円	453,971 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	259,293 千円	1,614,420 千円	1,873,713 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	81,143 千円	1,614,420 千円	1,695,563 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 16,091 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 910 千円、過年度分損益勘定留保資金 6,878 千円及び当年度分損益勘定留保資金 8,303 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 53,390 千円は、過年度分損益勘定留保資金 8,879 千円、当年度分損益勘定留保資金 6,058 千円、繰越利益剰余金処分額 33,700 千円及び引継金 4,753 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	102,222 千円	197,992 千円	300,214 千円
第 1 項 企 業 債	14,900 千円	48,300 千円	63,200 千円
第 2 項 出 資 金	10,312 千円	74,196 千円	84,508 千円
第 4 項 補 助 金	4,597 千円	75,496 千円	80,093 千円

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	118,313 千円	235,291 千円	353,604 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	57,900 千円	235,291 千円	293,191 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 183,618 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,808 千円、繰越工事資金 13,141 千円及び過年度分損益勘定留保資金 154,669 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 310,994 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,854 千円、繰越工事資金 13,141 千円、建設改良積立金 134,558 千円及び過年度分損益勘定留保資金 157,441 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	132,472 千円	175,607 千円	308,079 千円
第 1 項 企 業 債	10,000 千円	700 千円	10,700 千円
第 2 項 出 資 金	1,476 千円	88,075 千円	89,551 千円
第 3 項 他 会 計 補 助 金	116,604 千円	△ 585 千円	116,019 千円
第 4 項 補 助 金	872 千円	86,984 千円	87,856 千円
第 5 項 負 担 金	3,520 千円	433 千円	3,953 千円

(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	316,090 千円	302,983 千円	619,073 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	178,502 千円	303,353 千円	481,855 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	137,588 千円	△ 370 千円	137,218 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,261 千円は、繰越工事資金 119 千円及び引継金 21,142 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,533 千円は、繰越工事資金 119 千円及び引継金 21,414 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	149,670 千円	△ 2,425 千円	147,245 千円
第 1 項 企 業 債	38,300 千円	△ 18,500 千円	19,800 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	95,798 千円	7,700 千円	103,498 千円
第 3 項 補 助 金	15,572 千円	8,375 千円	23,947 千円

(科 目)	支 出		(補 正 額)	(計)
	(補正前の額)			
第 1 款 資 本 的 支 出	170,931 千円	△	2,153 千円	168,778 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	94,587 千円	△	2,153 千円	92,434 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 1 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
竹原市水道事業				
竹原市水道維持 管理委託事業	令和 8 年度	1,823 千円	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	53,436 千円
竹原市水道施設 建設工事	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	7,111,978 千円	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	7,116,760 千円
三原市水道事業				
三原市水道維持 管理委託事業	令和 8 年度	3,449 千円	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	96,484 千円
三原市水道施設 建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	500,122 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	1,194,798 千円
府中市水道事業				
府中市水道維持 管理委託事業			令和 8 年度から 令和 10 年度まで	194,766 千円
府中市水道施設 建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	1,817,880 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	1,812,358 千円
三次市水道事業				
三次市水道維持 管理委託事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	418,532 千円	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	618,417 千円
庄原市水道事業				
庄原市水道維持 管理委託事業			令和 8 年度から 令和 10 年度まで	87,144 千円
東広島市水道事業				
東広島市水道維 持管理委託事業	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	3,149,908 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	3,322,102 千円

	東広島市水道施設修繕工事	令和8年度	227,496千円	令和8年度	229,949千円
	東広島市水道受託工事			令和8年度	3,780千円
	東広島市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	1,803,508千円	令和8年度から令和11年度まで	1,114,529千円
廿日市市水道事業					
	廿日市市水道維持管理委託事業			令和8年度から令和10年度まで	175,086千円
安芸高田市水道事業					
	安芸高田市水道維持管理委託事業	令和8年度から令和11年度まで	1,101,560千円	令和8年度から令和11年度まで	1,120,327千円
	安芸高田市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	85,649千円	令和8年度から令和11年度まで	94,032千円
江田島市水道事業					
	江田島市水道維持管理委託事業	令和8年度から令和10年度まで	277,200千円	令和8年度から令和10年度まで	311,790千円
	江田島市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	130,122千円	令和8年度から令和11年度まで	135,056千円
熊野町水道事業					
	熊野町水道維持管理委託事業			令和8年度から令和10年度まで	32,040千円
	熊野町水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	22,082千円	令和8年度から令和11年度まで	33,325千円
北広島町水道事業					
	北広島町水道維持管理委託事業	令和8年度から令和11年度まで	226,957千円	令和8年度から令和11年度まで	328,973千円
大崎上島町水道事業					
	大崎上島町水道維持管理委託事業			令和8年度から令和10年度まで	41,913千円
	大崎上島町水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	203,904千円	令和8年度から令和11年度まで	208,112千円

世羅町水道事業				
世羅町水道維持管理委託事業			令和8年度から 令和10年度まで	55,434千円
世羅町水道施設建設工事	令和8年度から 令和11年度まで	323,629千円	令和8年度から 令和11年度まで	327,837千円
神石高原町簡易水道事業				
神石高原町簡易水道施設建設工事	令和8年度から 令和11年度まで	18,066千円	令和8年度から 令和11年度まで	19,301千円

(企業債の補正)

第6条 予算第1章第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	2,180,400千円	2,492,900千円	4,673,300千円
竹原市水道事業	580,100千円	121,400千円	701,500千円
三原市水道事業	182,000千円	672,200千円	854,200千円
府中市水道事業	218,200千円	121,600千円	339,800千円
三次市水道事業	147,500千円	246,900千円	394,400千円
庄原市水道事業	77,300千円	37,000千円	114,300千円
東広島市水道事業	505,500千円	292,200千円	797,700千円
廿日市市水道事業	183,200千円	218,700千円	401,900千円
安芸高田市水道事業	177,700千円	209,300千円	387,000千円
江田島市水道事業	33,500千円	△ 1,200千円	32,300千円
北広島町水道事業	12,200千円	544,300千円	556,500千円
大崎上島町水道事業	14,900千円	48,300千円	63,200千円
世羅町水道事業	10,000千円	700千円	10,700千円
神石高原町簡易水道事業	38,300千円	△ 18,500千円	19,800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第1章第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
職員給与費			
市町水道事業計	2,093,669千円	167,097千円	2,260,766千円
竹原市水道事業	110,990千円	7,984千円	118,974千円

三原市水道事業	362,507千円		29,926千円	392,433千円
府中市水道事業	134,669千円	△	2,155千円	132,514千円
三次市水道事業	111,709千円		24,892千円	136,601千円
庄原市水道事業	115,981千円		16,321千円	132,302千円
東広島市水道事業	465,817千円		26,173千円	491,990千円
廿日市市水道事業	256,411千円	△	6,711千円	249,700千円
安芸高田市水道事業	68,821千円		16,045千円	84,866千円
江田島市水道事業	139,130千円		11,693千円	150,823千円
熊野町水道事業	72,626千円		3,799千円	76,425千円
北広島町水道事業	77,039千円		30,013千円	107,052千円
大崎上島町水道事業	41,380千円		3,648千円	45,028千円
世羅町水道事業	79,104千円		8,072千円	87,176千円
神石高原町簡易水道事業	57,485千円	△	2,603千円	54,882千円

	(補正前の額)		(補正額)	(計)
交 際 費				
市町水道事業計	333千円		14千円	347千円
三原市水道事業	42千円		2千円	44千円
府中市水道事業	10千円		1千円	11千円
三次市水道事業	27千円		1千円	28千円
庄原市水道事業	16千円		1千円	17千円
東広島市水道事業	89千円		2千円	91千円
廿日市市水道事業	51千円		2千円	53千円
江田島市水道事業	10千円		1千円	11千円
北広島町水道事業	7千円		1千円	8千円
大崎上島町水道事業	7千円		1千円	8千円
神石高原町簡易水道事業	4千円		2千円	6千円

(他会計からの負担金等の補正)

第8条 予算第1章第10条に定めた他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)		(補正額)	(計)
市町水道事業計	2,057,112千円		36,554千円	2,093,666千円
三次市水道事業	243,770千円	△	3,380千円	240,390千円
東広島市水道事業	130,156千円		27,458千円	157,614千円
熊野町水道事業	25,906千円		750千円	26,656千円
世羅町水道事業	150,720千円		3,445千円	154,165千円
神石高原町簡易水道事業	151,842千円		8,281千円	160,123千円

(利益剰余金の処分の補正)

第9条 予算第1章第11条に定めた繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	396,062千円	△ 243,673千円	152,389千円
三原市水道事業	109,696千円	△ 51,867千円	57,829千円
庄原市水道事業	266,303千円	△ 231,709千円	34,594千円
安芸高田市水道事業	20,063千円	6,203千円	26,266千円
大崎上島町水道事業	0千円	33,700千円	33,700千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第10条 予算第1章第12条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
市町水道事業計	190,066千円	△ 2,107千円	187,959千円
安芸高田市水道事業	2,930千円	2,684千円	5,614千円
世羅町水道事業	8,667千円	△ 4,791千円	3,876千円

第2章 水道用水供給事業

(総則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(水道用水供給事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(1) 年 間 総 給 水 量	76,477,720 m ³	50,000 m ³	76,527,720 m ³
(2) 一 日 平 均 有 収 水 量	209,528 m ³	137 m ³	209,665 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
広 島 水 道 用 水 供 給 施 設 建 設 事 業	4,510,095 千円	1,932,564 千円	6,442,659 千円
広 島 西 部 地 域 水 道 用 水 供 給 施 設 建 設 事 業	2,035,566 千円	1,665,726 千円	3,701,292 千円
沼 田 川 水 道 用 水 供 給 施 設 建 設 事 業	935,907 千円	1,247,921 千円	2,183,828 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 水 道 用 水 供 給 事 業 収 益	10,943,342 千円	△ 96,053 千円	10,847,289 千円
第 1 項 営 業 収 益	9,687,250 千円	4,702 千円	9,691,952 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,195,469 千円	△ 100,755 千円	1,094,714 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水 道 用 水 供 給 事 業 費 用	9,959,712 千円	△ 58,151 千円	9,901,561 千円
第 1 項 営 業 費 用	9,767,033 千円	△ 148,990 千円	9,618,043 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	189,679 千円	90,839 千円	280,518 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,531,841 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 633,750 千円、繰越工事資金 90,900 千円、建設改良積立金 1,889,400 千円、

過年度分損益勘定留保資金 3,224,757 千円及び当年度分損益勘定留保資金 693,034 千円で補てんするものとする。)を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,054,863 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 448,350 千円、繰越工事資金 90,900 千円、建設改良積立金 4,093,621 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,241,703 千円及び当年度分損益勘定留保資金 180,289 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 収 入	2,682,383 千円	3,304,479 千円	5,986,862 千円
第 1 項	企 業 債	1,090,900 千円	117,800 千円	1,208,700 千円
第 2 項	出 資 金	688,573 千円	1,443,727 千円	2,132,300 千円
第 4 項	補 助 金	828,138 千円	1,743,770 千円	2,571,908 千円
第 6 項	受 託 金	8,139 千円	△ 818 千円	7,321 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 支 出	9,214,224 千円	4,827,501 千円	14,041,725 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	7,532,565 千円	4,827,501 千円	12,360,066 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 2 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	434,036 千円	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	542,220 千円
沼田川水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 8 年度	2,451 千円	令和 8 年度	8,407 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	7,817,316 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	7,857,316 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	4,434,773 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	4,435,152 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	4,255,935 千円	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	4,465,981 千円

(企業債の補正)

第 6 条 予算第 2 章第 6 条列記中起債の限度額「1,090,900 千円」を「1,208,700 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第2章第9条列記中職員給与費「852,200千円」を「937,910千円」に、交際費「143千円」を「141千円」に改める。

(他会計からの負担金等の補正)

第8条 予算第2章第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計(水道用水供給事業)の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、7,717千円である。

令和8年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

第4号議案

令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1) 年間総給水量	84,831,830 m ³	△ 150,600 m ³	84,681,230 m ³
(2) 一日平均給水量	232,416 m ³	△ 413 m ³	232,003 m ³
工業用水道	160,416 m ³	△ 413 m ³	160,003 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
太田川東部工業用水道施設建設事業	820,645 千円	△ 435 千円	820,210 千円
沼田川工業用水道施設建設事業	469,365 千円	△ 38,993 千円	430,372 千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	24,613 千円	△ 2,116 千円	22,497 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	1,925,954 千円	△ 138,698 千円	1,787,256 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
第1款 工業用水道事業収益	3,420,119 千円	△ 137,194 千円	3,282,925 千円
第1項 営業収益	2,888,612 千円	△ 4,724 千円	2,883,888 千円
第2項 営業外収益	494,207 千円	△ 132,470 千円	361,737 千円
（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
第1款 工業用水道事業費用	3,408,021 千円	△ 248,684 千円	3,159,337 千円
第1項 営業費用	3,247,878 千円	△ 198,126 千円	3,049,752 千円
第2項 営業外費用	156,143 千円	△ 53,094 千円	103,049 千円
第4項 特別損失	0 千円	2,536 千円	2,536 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 787,964 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 246,007 千円、過年度分損益勘定留保資金 177,801 千円及び当年度分損益勘定留保資金 364,156 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 838,563 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,463 千円、過年度分損益勘定留保資金 276,545 千円及び当年度分損益勘定留保資金 453,555 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	3,116,261 千円	△ 230,669 千円	2,885,592 千円
第 1 項 企 業 債	2,383,152 千円	△ 139,252 千円	2,243,900 千円
第 2 項 補 助 金	558,810 千円	△ 148,710 千円	410,100 千円
第 3 項 負 担 金	17,981 千円	57,293 千円	75,274 千円
(科 目)	支 出		
	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	3,904,225 千円	△ 180,070 千円	3,724,155 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	3,243,321 千円	△ 180,070 千円	3,063,251 千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道維持管理委託事業	令和8年度から令和12年度まで	732,712 千円	令和8年度から令和12年度まで	735,931 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道維持管理委託事業	令和8年度から令和12年度まで	107,330 千円	令和8年度から令和12年度まで	115,295 千円
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	73,350 千円	令和8年度から令和11年度まで	73,791 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	638,407 千円	令和8年度から令和11年度まで	638,661 千円

太田川東部工業用水道第2期水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	741千円	令和8年度から令和11年度まで	1,314千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	3,975,141千円	令和8年度から令和11年度まで	3,975,714千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条列記中起債の限度額「2,383,152千円」を「2,243,900千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条列記中職員給与費「234,978千円」を「231,542千円」に、交際費「42千円」を「43千円」に改める。

(他会計からの負担金等の補正)

第8条 予算第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(他会計からの負担金等)

第10条 工業用水道事業会計の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、2,978千円である。

令和8年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

第5号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
事業の名称	給水区域	(略)	(略)	事業の名称	給水区域	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
庄原市水道事業	(略) 高野町新市の一部、中門田の <u>全部</u> 、下門田の一部、 <u>南の一部</u> (略)	(略)	(略)	庄原市水道事業	(略) 高野町新市の一部、中門田の <u>一部</u> 、下門田の <u>一部</u> (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第4（第5条関係）				別表第4（第5条関係）			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 地方機関				(2) 地方機関			
名称	所在地	(略)		名称	所在地	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
東広島事務所	東広島市西条 <u>上市</u> 町7番42号	(略)		東広島事務所	東広島市西条中央 <u>二丁目5番18号</u>	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は庁舎移転完了の日から施行する。

(提案理由)

庄原市水道事業の給水区域の拡大等に伴い、給水区域の表示を改める必要があるほか、広島県水道広域連合企業団東広島事務所の移転に伴い、所在地の表示を改める必要があるため、この条例案を提出する。

第6号議案

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例の一部を改正する 条例案

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例の一部を改正する 条例

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称 (略)	担当する事務 (略)	名称 (略)	担当する事務 (略)
<u>広島県水道広域連 合企業団公共工事 入札監視委員会</u>	<u>入札及び契約手続の 運用状況及び改善状 況についての審議に 関する事務</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団公共工事入札監視委員会を附属機関として設置するため、この条例案を提出する。

第7号議案

広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 地域手当の月額は、給料の月額に、100分の<u>8</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)―(6) (略)</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 地域手当の月額は、給料の月額に、100分の<u>7.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)―(6) (略)</p>

第2条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の157.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未済の場合 <u>100分の126</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未済の場合 <u>100分の94.5</u></p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)―(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の155</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未済の場合 <u>100分の124</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未済の場合 <u>100分の93</u></p>

<p>(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の47.25</u></p> <p>ウ 12月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の157.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の126</u></p> <p>(ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の94.5</u></p> <p>(エ) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の47.25</u></p> <p>(5)―(6) (略)</p>	<p>(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の46.5</u></p> <p>ウ 12月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の155</u></p> <p>(イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の124</u></p> <p>(ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の93</u></p> <p>(エ) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の46.5</u></p> <p>(5)―(6) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第2条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後特別職条例の規定による給与等の内払とみなす。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団の特別職の地域手当及び期末手当の支給割合を引き上げるため、この条例案を提出する。

第8号議案

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住居手当) 第8条 (略) (1) (略) (2) 第10条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業団公舎その他企業長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるもの</p> <p>(単身赴任手当) 第10条 (略) <u>2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p>	<p>(住居手当) 第8条 (略) (1) (略) (2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業団公舎その他企業長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるもの</p> <p>(単身赴任手当) 第10条 (略)</p>

第2条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第16条の2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日に支給する。<u>これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業長が別に定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当) 第16条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日に支給する。<u>これらの勤勉手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業長が別に定める職員を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、<u>第16条の2に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により</u>期末手当を支給する。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、<u>第16条の3に規定する勤勉手当の支給を受ける職員の例により</u>勤勉手当を支給する。</p>	<p>(期末手当) 第16条の2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日<u>(以下「期末手当支給日」という。)</u>に支給する。</p> <p>(勤勉手当) 第16条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日<u>(以下「勤勉手当支給日」という。)</u>に支給する。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、期末手当を支給する。</p> <p><u>2 期末手当は、期末手当基準日にそれぞれ在職する職員に対して、期末手当支給日に支給する。</u></p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。</p> <p><u>2 勤勉手当は、勤勉手当基準日にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、勤勉手当支給日に支給する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団職員の単身赴任手当等の勤務条件に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

第9号議案

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例の一部を
改正する条例案

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例の一部を
改正する条例

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (経過措置) 2 (略) 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する長期継続契約については、 <u>令和8年3月31日までの間</u> 、構成団体（広島県を除く。）が所管する当該条例をこの条例とみなして適用する。	附 則 1 (略) (経過措置) 2 (略) 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する長期継続契約については、 <u>当分の間</u> 、構成団体（広島県を除く。）が所管する当該条例をこの条例とみなして適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

入札契約制度の統一に伴い、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する長期継続契約に係る経過措置の期限を令和8年3月31日とするため、この条例案を提出する。

第10号議案

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)			(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>18</u> 円	太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>16.1</u> 円
	使用料金	1立方メートル当たり <u>8</u> 円		使用料金	1立方メートル当たり <u>7.1</u> 円
	特定料金	1立方メートル当たり <u>25.1</u> 円		特定料金	1立方メートル当たり <u>22.5</u> 円
	超過料金	1立方メートル当たり <u>52</u> 円		超過料金	1立方メートル当たり <u>46.4</u> 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
3 (略)			3 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>23.4</u> 円	太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>21</u> 円
	特定料金	1立方メートル当たり <u>25.1</u> 円		特定料金	1立方メートル当たり <u>22.5</u> 円
	超過料金	1立方メートル当たり <u>46.8</u> 円		超過料金	1立方メートル当たり <u>42</u> 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
4 (略)			4 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本使用 料金	1日当たり <u>4,850</u> 円	太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本使用 料金	1日当たり <u>4,350</u> 円
	使用料金	1立方メートル当たり <u>11.2</u> 円		使用料金	1立方メートル当たり <u>10</u> 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	備考 (略)
5 (略)	5 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

太田川東部工業用水道事業について、経費の増大などに対応した料金の料率を改定する必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。